

余市町総合計画審議会条例

(設置)

第1条 町長の諮問に応じ、余市町の総合計画（基本構想及び基本計画をいう。）策定について審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、余市町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 民間諸団体の代表者
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第3条 審議会の委員の任期は、審議会の答申が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(分科会)

第6条 審議会は、必要に応じ、委員で構成する分科会を置くことができる。

- 2 分科会の委員は、会長が指名する。
- 3 分科会に分科会長を置き、所属委員の互選によって定める。
- 4 分科会は、分科会長が招集し、分科会長がその議長となる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会について必要な事項は町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年8月1日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年6月15日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。